

電力システム改革の動向①

参考資料2

- 昨年2月より経済産業省の電力システム改革専門委員会(委員長・伊藤元重東大教授)において、これまで12回にわたり議論が実施されてきた。
- 2月8日に行われた第12回会合において、報告書の取りまとめが行われた。
- 主なポイントは以下のとおり。

1. 広域系統運用の拡大

- 2015年を目途に広域系統運用機関を設立する。
需給及び系統の広域的な運用を目指す。

2. 小売全面自由化(参入の自由化)

- 2016年を目途に小売参入を自由化する。
- 2018~20年を目途に料金規制を撤廃する。
家庭等の小口部門でも電力会社の選択や自由な料金設定を可能にする。

3. 送配電部門の法的分離

- 2018~20年を目途に送配電部門の法的分離(別会社化)を行う。

(参考)その他

- 市場機能の活用、安定供給のための供給力確保策など

電力システム改革の動向②

改革の工程表は以下のとおり。【出典：第12回電力システム改革専門委員会配布資料】

- 電力システム改革は、大きな事業体制の変革を伴うものであり、十分な準備を行った上で慎重に改革を進めるため、実施を3段階に分け、各段階で検証を行いながら実行する。
 - 広域系統運用機関の設立や、小売参入の全面自由化など、早期の実施が必要な改革については、可能な部分から速やかに実行に移す。
 - 送配電部門の法的分離には、分離に向けた準備や給電指令システムの対応等、万全の備えが欠かせない。また、料金規制の撤廃には競争の進展が前提となる。そのため、相当の期間を置き、事業環境等も踏まえた上で実施を行う。
- (注1) 送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする。
 (注2) 第3段階において料金規制の撤廃は、送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。
 (注3) 料金規制の撤廃については、小売全面自由化の制度改正を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。

